

## 1. 船首甲板開口部・避難港に関する意見への対応

### (1) 事業者への指導 [直ちに実施]

小型旅客船を運航する事業者に対し、以下を指示。

【船首甲板開口部】 発航前検査の**確実な実施**(特にハッチカバー等の**確実な閉鎖の確認**)、毎発航前の**検査結果の記録**

【避難港】 **避難港の再確認**、**教育・訓練**の実施

### (2) 事業者による自主点検・国への報告 [~1/31]

限定沿海を航行区域とする小型旅客船を運航する事業者(以下、「事業者」)が**船首甲板開口部のハッチカバーの閉鎖装置の作動状況**・**避難港の活用状況**について自主点検を行い、発航前検査の記録とともに、その結果を国に報告。

### (3) 国による確認・立入検査等 [~3/15]

事業者による自主点検結果を**国が確認**し、ハッチカバーの劣化・損傷等により、安全基準不適合のおそれがある場合、**国は立入検査等**を実施。

### (4) 避難港に関する教育・訓練 [~3/15]

事業者は、**避難港への入港方法等**に関する教育・訓練を実施。

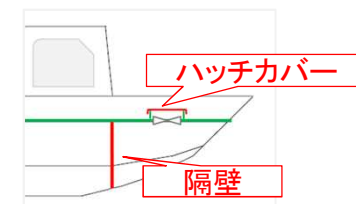


船首甲板開口部(ハッチカバー)

## 2. 小型旅客船の隔壁の水密化の検討

小型旅客船の更なる安全性確保のため、

「船首部に設置される**ハッチカバーの締付装置の備付**」、「船首部に設置される**隔壁の水密化**」等について、学識経験者や造船技術者等からなる検討会を設置して検討。令和5年3月までに結論。



# 日本小型船舶検査機構(JCI)の検査の実効性の向上

## 検査に関して経過報告で新たに明らかになった内容

- 「船首甲板部ハッチ蓋が、クリップを回しても確実には固定できなかったか、又はクリップで止められていなかった可能性もあり、確実に閉鎖された状態でなかった」
- 「本船の本事故当時のバラスト積載状況は、船舶検査証書に記載された積載方法と異なっていたことが判明している」

(「船舶事故調査の経過報告について」(令和4年12月15日 運輸安全委員会)、66及び68ページより引用)

## JCIの検査の現場における実際の取扱い

ハッチ蓋 (ハッチ カバー)	① ハッチカバーに腐食、亀裂等がないこと 及び ハッチとハッチカバーとの間に隙間がないこと を確認。 ② 上記①が確認できた場合、クリップ(締付装置)の作動確認は省略。
バラスト	船舶検査証書の「航行上の条件」で位置及び質量を記載して 移動を禁じているバラストについて、 ① 位置及び質量の変更がないことを必ず確認することになっていない。 ② 固定するよう求めていない。

締付装置の作動確認の省略は、水密性の確認方法として十分ではない。

航行上の条件の遵守を図るための措置として、十分ではない。

## 対応

JCIの検査の現場における実際の取扱いと、経過報告に示された沈没に至るメカニズムとの関係は、現時点で明らかではないが、船舶検査の実効性の向上を図る観点から、

- ハッチカバー: 船舶検査に際して、ハッチカバーの締付装置の作動確認を必ず実施することとする。(R5.1.1~)
- バラスト: 既に本年9月にJCIの検査方法を見直した際、①「航行上の条件」を検査で確実に確認すること、  
②バラストを樹脂等で必ず固定させることとしたところ。(R5.1.1~)

JCIの現場における実際の取扱いについて、上記(ハッチ・バラスト)以外の事項も含め、国の職員が現場へ随時立ち会いして確認する。妥当でない場合は、必要な是正を行う。